

業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せ運行中、交差点を右折した際に、当該乗合バスの右後部と電車先頭部が衝突し、路面電車が脱線した。

この事故による負傷者はいない。

事故は、バス運転者が直進青矢印信号が出たことを右折矢印信号が出たと見間違いし、右折したことで発生した模様。

(2) 法人タクシーの死傷事故

2月24日（土）午前1時20分頃、福岡県北九州市八幡西区の片側2車線の国道において、福岡県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、車道の中央分離帯付近にいた歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

(3) 法人タクシーの死傷事故

2月24日（土）午後1時25分頃、東京都新宿区において、東京都に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、駅ロータリー内の交差点で右折した際に、横断歩道を右側から左側に横断していた歩行者を轢いた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

(4) 大型トラックの酒気帯び運転事故

2月23日（金）午後8時15分頃、長崎県島原市の国道において、鹿児島県に営業所を置く大型トラックが信号待ちをしていた軽自動車に追突した。

この事故により軽自動車の運転者が軽傷を負った。

駆けつけた警察官が、運転者に呼気を検査したところ、酒気帯び状態であることが確認された。

(5) 大型トラックの酒気帯び運転事故

2月26日（月）午後0時50分頃、山形県新庄市において、縦列駐車中の大型トラックが発進する際、後方の駐車車両に接触した。

この事故による負傷者はいない。

事故後、駆けつけた警察官が、運転者に呼気を検査したところ、酒気帯び状態であることが確認された。

(6) 大型トラックの衝突事故

2月29日（木）午前5時30分頃、岡山県瀬戸内市の片側一車線の県道において、対向車線を走行していた軽乗用車がセンターラインをはみ出し、大型トラックに衝突した。

この事故により軽乗用車の乗員2名が死亡、大型トラックの運転者が軽

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。
- (2) 交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

(3) (通達発出) タクシーの安全運行の徹底について

(配信日 : R6. 2. 22)

R6. 2. 19に国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長より、次のとおり業界団体へ通達を発出しました。

本年に入り、横断中の歩行者や路上横臥者と衝突する死亡事故が立て続けに発生しています。

令和5年の1年間にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで33件の報告があったところですが、本年は既に8件(内、21時以降の夜間の事故が6件)の報告があり、このままでは半年で去年の件数に達するペースであり、大変憂慮すべき状況です。

また、「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令和7年度までに死者数25人以下を目標として、対歩行者事故防止の施策を官民一丸となって取組んでいるところです。

改めて、歩行者等を早めに発見するため、夜間は昼間よりも速度を落として走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと、見通しの悪い交差点では徐行や停止すること等、対歩行者の事故防止について会員事業者に周知徹底し、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

(4) 貸切バスの安全性向上のための制度改正の解説動画を作成しました。

(配信日 : R6. 1. 26)

国土交通省では、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故(死傷者計29名)を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう対策を検討し、令和5年10月、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)の改正等を行いました。

これに伴い、貸切バス事業者の方々において必要となる対応について、概

要をまとめたパンフレットのほか、解説動画を作成いたしましたので、ぜひご覧いただければ幸いです。

○解説動画

以下のURLからご覧ください（国土交通省YouTubeチャンネルへ遷移します）

<https://www.youtube.com/watch?v=GHzqd6U4xGE>

○パンフレット

以下の国土交通省Webページの「パンフレット（貸切バス事業者のみなさまへ）」をご覧ください

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(5) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします。

（配信日：R5.10.6）

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。

また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入しました。

○車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）

○一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(6)（近畿運輸局発）第15回自動車事故防止セミナーの様態をYouTubeにアップ

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

